

# 住民税所得割非課税の確認方法

## (1) 給与等の特別徴収税額通知書で確認する方法

※給与以外に収入がある場合は、他の方法で確認してください。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	2,000,000	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税標準	総所得③				
	給与所得（所得金額 調整控除後）	1,320,000			山林所得				
	その他の所得計				分離短期譲渡				
総所得金額①					1,320,000				
所得 控除	雑損		障・寡・ひ・動		300,000				
	医療費		配偶者						
	社会保険料	300,000	配偶者特別						
	小規模企業共済		扶養		710,000				
	生命保険料	60,000	基礎		430,000				
	地震保険料		所得控除合計②		1,800,000				
(摘要)									

市民税	税額控除前所得割額④		0
	税額控除額⑤		0
県民税	所得割額⑥		0
	均等割額⑦		0
特別徴収税額⑧	税額控除前所得割額④		0
	税額控除額⑤		0
控除不足額⑨	所得割額⑥		0
	均等割額⑦		0
既納付額⑪	特別徴収税額⑧		0
	控除不足額⑨		0
差引納付額(⑧-⑨-⑩)	既充当額⑩		0
	既納付額⑪		0
変更前税額⑫	差引納付額(⑧-⑨-⑩)		0
	変更前税額⑫	*****	
増減額(⑫-⑬)	増減額(⑫-⑬)	*****	
	変更月		月

納付額	
6月分	0
7月分	0
8月分	0
9月分	0
10月分	0
11月分	0
12月分	0
1月分	0
2月分	0
3月分	0
4月分	0
5月分	0

受給者番号	氏
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）しましたので、地方によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、①内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告としてきます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、あった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行に緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由が起すことができます。

令和〇年〇月〇日

〇〇市長

問合せ先

〇〇市市民課

電話 027-XXX-XXXX

## (2) マイナポータルから確認する方法

マイナポータル

市町村民税_外国税控除額	0円
市町村民税_配当控除額	0円
市町村民税_配当割額又は 株式等譲渡所得割額の控除 額	0円
市町村民税所得割額	0円
市町村民税均等割額	3,000円
都道府県民税所得割額	0円
都道府県民税均等割額	1,700円

「所得割額」の2つとも0円（空欄）又は1～99円の間であれば、**非課税世帯**として対象になります。

「均等割額」がかかっても対象になります。

### (3) コンビニや役場で取得した所得・課税証明書で確認する方法

※証明書の取得は有料です。

#### 所得・課税証明書

所得者	住所					生年月日		
	氏名							
令和5年度 (令和4年分)	合計所得金額 円	市民税		県民税		年税額		
		所得割	均等割	所得割	均等割	非課税		

所得の内訳	給与所得	円	社会保険料控除	円		円				
		円	生命保険料控除	円		円				
		円	ひとり親控除	300,000円		円				
		円	基礎控除	430,000円		円				
		円		円	控除合計額	円				
		円	扶養	一般	1人	330,000円	障害	本人	0円	
		円		特定	0人	0円		配偶者及び扶養親族		
		円		老人	0人	0円		普通障害	0人	0円
		円		同居老親	0人	0円		特別障害	0人	0円
		円		16歳未満	1人	0円		同居特障	0人	0円
	給与収入額	円								

\* 証明事項欄中、機械処理によるプリント以外の文字の記載は公証しておりません。  
上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

群馬県 市長

#### 所得課税証明書

(控除内訳記載あり)

年度区分	令和5年度 ( 令和4年分 )	市県民税の課税の基礎となった所得金額等			
住所					
氏名					
所得の種類	給与所得	¥1,600,000	控除内訳	所得割	0円
	以下余白		医療費	均等割	¥3,500
			社会保険料	計	¥3,500
			公営規模共済掛金	所得割	0円
			生命保険料	均等割	¥2,200
			地震保険料	計	¥2,200
			寄附金	年税額	¥5,700
			＜備考＞ 16歳未満の扶養親族の数 1人		
	所得金額合計	¥1,600,000	上記のとおり相違ないことを証明します。		
	給与収入	¥2,400,000	令和 年 月 日		
公的年金収入					
免税超収入					

「所得割額」の2つとも0円又は1～99円の間であれば、**非課税世帯**として対象になります。  
「均等割額」がかかっても対象になります。